

学校生活の決まり

1 坂東清風高等学校生徒生活基準

坂東清風高等学校の生徒として、自覚と誇りを持ち、次の生活基準に従って学校内外の生活を送り、高校生としての品位の保持と向上に努める。

(1) 服 装

- ① 本校指定の制服を整然と着用する。
- ② 頭髪は常に清潔・端正を保つ。

(2) 通 学

- ① 登下校時刻を厳守する。欠席や遅刻をする場合は必ず連絡する。
- ② 通学用の自転車は常に整備をし、学校規定のステッカーを貼付する。
- ③ 通学は交通法規を遵守し、安全に努めて登下校する。
- ④ 登下校中は制服を着用する。

(3) 校内生活

- ① 高校生の本分は学習にあることを自覚し、自主的に勉学に励み、真剣に授業を受ける。
- ② 日課表時刻を厳守する。
- ③ 始業チャイムがなったら、必ず自分の座席に着き教科書等を用意し授業を受ける体制を整える。
- ④ 登校後は外出しない。やむを得ない場合は、担任等の許可を得て外出許可証を携帯する。
- ⑤ 公共物を大切にし、常に校内の美化に努める。
- ⑥ 学校生活に不必要な高価な物品や金銭、危険なものを持ち込まない。
- ⑦ スマートフォン等は、授業中及びS H R・清掃時間は使用禁止とする。

(4) 校外生活

- ① 家庭にあたっては、教科の予習・復習の時間を十分に取って、家庭学習の習慣を身につける。
- ② 公共の場において、他人に迷惑をかける行動はしない。
- ③ 夜間の外出はしない。
- ④ 自動二輪の免許取得・運転・同乗はしない。
- ⑤ 交通法規を遵守し、違反や事故のないよう十分注意する。

(5) 許可を要する事項

① 自動車学校への入校（原付自転車免許、普通自動車免許 取得）

ア 免許取得は、所定の用紙（普通自動車免許）を提出し許可の上、受験すること。原付免許は検定日をその前日までに担任へ伝えた上で受験すること。

イ 原付免許の取得は、1年夏季休業からとする。

ウ 普通自動車免許取得は、3年夏季休業からとする。教習を目的とする欠席・欠課は認めない。

② バイク通学

ア 通学距離が8 k m以上（部活動加入者は6 k m以上）から通学している生徒を対象とする。

イ 希望する生徒は所定の用紙で申請し、審議の上、許可を受けることができる。

ウ 通学用バイクは、排気量が50cc以下の原動機付き自転車でスクータータイプに限る。

ヘルメットは、フルフェイスタイプに限る。

エ 申請ができるのは、1年の9月1日以降とする。

③ アルバイト

アルバイトは、1年の1学期中間考査終了後からとする。事前に所定の用紙を提出の上、許可を受ける。

2 頭髪・服装に関する細則

(1) 頭 髪 等

- ① ドライヤー等（アイロンも含む）で変色させない。
- ② パーマをかけたり、染色・脱色したりしない。
- ③ 特殊な髪型は認めない。
- ④ 眉を剃ったり、ひげを伸ばしたりしない。
- ⑤ 飾りを付けない。髪留めは、派手でないものとする。
- ⑥ 化粧をしない。
- ⑦ ピアス、ネックレス、ペンダント、ブレスレット、指輪、カラーコンタクト等の装飾品を身につけない。
- ⑧ マニキュア、ペディキュアはしない。
- ⑨ やむを得ない理由により、上記の規定以外の服装を要する場合は、学校の許可を必要とする。

(2) 制 服 等

① 制服

- ア 学校指定の制服を着用する。ワイシャツの色は、白とする。
- イ 制服を改造しない。
- ウ スラックス着用時はネクタイを、スカート着用時はリボンをきちんと締め整然と着用する（夏服着用期間は除く）。
- エ 夏季は、指定のポロシャツを着用しても良い。
- オ セーター・ベストは指定のものを着用する。
- カ 制服時の靴下は、白、黒、紺のものを着用する。
- キ 制服のスカート丈は、膝中央とする。
- ク 寒さを感じる季節には、タイツあるいはストッキングを着用しても良い。色は黒、ベージュ系とする。また、生地は無地であること。

② 靴

- ア 革靴の色は黒、茶とする。
- イ スポーツシューズは、華美でないものとする。
- ウ ヒールが高いもの、ブーツ、サンダル等は禁止する。